フードパントリー
パートナーシップ数拡大事業
資料

ver.1.1

NPO 法人いのちのパン

2024 年 4 月

目次

1. 趣意書 ……p.3
2. フードバンクとは？ … …p.4
3. NPO 法人いのちのパンについて … …p.5
4. 聖書に見るフードバンク … …p.6
5. パートナーシップ協定資料
   a. 協定書 … …p.7
   b. パートナー教会情報 … …p.8
   c. 食品衛生管理基準 … …p.9
   d. 個人情報保護基準 … …p.10
   e. 提供品リスト … …p.11
6. パートナーシップ協定締結までの流れ … …p.12
7. フードバンク開始の手引き … …p.13

フードパントリーパートナーシップ活動拠点数拡大事業趣意書

フードバンク NPO 法人「いのちのパン」は 2011 年の 3.11 東日本大震災時に塩釜聖書バプテスト教会で開始された復興支援団体「ホープみやぎ」の後継団体です。2015 年に正式に NPO 法人を取得してこれまでフードバンク活動を続けてきました。現在は行政や他フードバンク団体などと協力しながら、活動を続けています。

活動を続ける中で気づいたことは、フードバンクのニーズは高くても、それを持続していくことは困難であるということです。フードバンクは全くの非営利のために、運営資金を確保することができないことがその大きな理由です。

そこで私たちが考えたのは、諸教会にフードバンク活動を始めていただいてはどうか、ということでした。教会はすでに活動に必要な、人、建物、財源、そして隣人に仕える姿勢（ボランタリズム）を有しています。多くの一般任意団体は、それらを確保することからまず始めなければいけませんが、教会はすぐにでもフードバンクを始められる可能性を持っています。これから 10 年、20 年と国内で持続可能なフードバンク活動が行われて行くとするならば、宗教施設、特に教会ほど可能性がある場所はないと考えています。

以上のことから、当団体では、フードバンクに興味のある教会対象とパートナーシップ協定を結び、私たちの小さな経験を分かち合い、資金的なご協力もしながら、そのスタートアップを支援する事業を 2019 年から開始しました。

さて、近年「フードバンク」と「フードパントリー」という言葉が明確に使い分けられるようになりました。「フードバンク」は食料品を集めつつ食料支援をする団体を指しますが、「フードパントリー」は主に食料支援を行う団体のことを指します。「子ども食堂」もフードパントリーのカテゴリーに入ります。パートナー教会には、最初から食料品を集めることは大変ですので、まずは「フードパントリー」として始めて、徐々に「フードバンク」に移行するようにお勧めしています。

ご興味のある教会には随時説明会を開催しておりますので、まずはお声がけいただければ幸いです。今事業は日本 G&M 文化財団(「聴くドラマ聖書」アプリでお馴染みかの)からの助成を実施しています。

フードバンクとは？

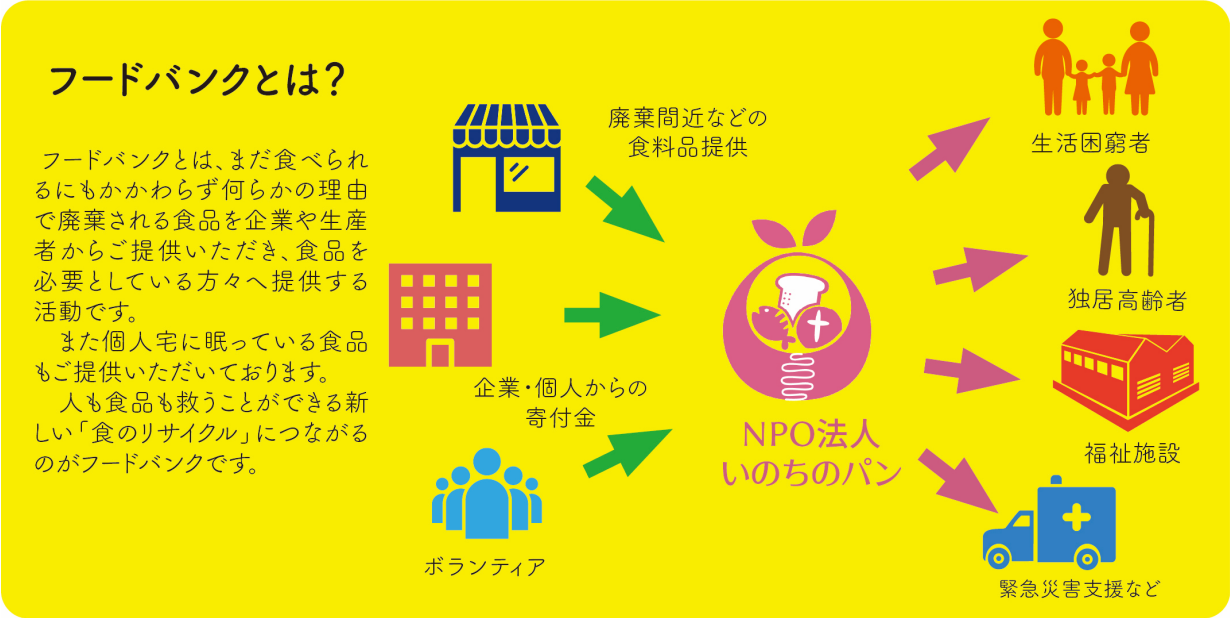

1. フードバンクで受け取れる食品は・・・
   a. 賞味期限内の食品（加工食品、生鮮食品、防災備蓄品、穀類、冷凍食品など）
   b. いのちのパンでは通常期限切れ前最低 3 ヶ月程度のものをお願いしている。
2. フードバンクで受け取れない食品は・・・
   a. 賞味期限が切れたもの
   b. 消費期限が極端に短いもの(お弁当や乳製品など)
3. 食料品の集め方
   a. 企業からの寄付
   b. 住民からの寄付→フードボックス設置、フードドライブ開催
4. フードバンクのメリット
   a. 受取側のメリット・・・安心感、食費の節約、人とのつながりなど
   b. 提供側のメリット・・・廃棄コスト削減(100 円/kg 程度)、CO2 削減による社会貢献、自社生産品廃棄の「もったいない」を解消など
   c. 行政のメリット・・・緊急的な困窮者支援時に利用できる、生活保護まで行かないが生活が大変な方々へのひとつの支援としての利用、SDGs 推進への貢献

NPO 法人いのちのパンについて
（2024 年 4 月現在）

設立　2012 年 10 月（ホープみやぎ）　2015 年 8 月 NPO 法人取得
所在地　宮城県多賀城市笠神 2 丁目 11-45　℡022-362-7468 Fax 022-362-7497
設立目的
「この法人は、キリスト教精神に基づいて、社会の中で恵まれない環境にある方に対して、生活支援および定期的な交流に関する事業を通して、生活の向上に向けた励ましを行い、明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。」
標語
「となりびとに愛の手を」
体制
理事長はじめ理事・監事　8 人　（常勤職員　0 人）
活動ボランティアスタッフ　30 人+α
運営
理事会　月 1 回(第 2 水曜日)12:30～14:00
オブザーバーとしてボランティアスタッフも参加
総会　4 月の末か 5 月初めに開催
財務　寄付金は主に食料品購入に充てられている。現在 1 名の有給スタッフあり
倉庫　塩釜聖書バプテスト教会施設の 1 室を使用。冷凍庫や棚に食品を備蓄管理。
基本活動
毎月、生活困難な 40 世帯に約 3000 円分の食料品ご支援している。その他、毎月児童養護施設、地域包括支援センター、就労支援事業所などの福祉施設、独居年配者やひとり親世帯、こども食堂などに、集めた食料品を無駄なく提供することでフードロス削減に努めている。
主な活動地域
亘理地区、仙南地区、若林地区、宮城野地区、岩切地区、多賀城・塩釜地区、　七ヶ浜地区、東名・野蒜地区、石巻地区
2022 年度の食料品取扱量
受取 13t，支援 46.2t ※前年度末に大量のお米の提供あり
主な食品協賛企業（敬称略）
コストコ富谷倉庫店、株式会社高浜、株式会社メゾンカイザー仙台、株式会社カーブスジャパン、株式会社井上、有限会社登米ライスサービスなど

コロナ禍支援事業
「コロナ禍における失職・減収世帯への食料支援事業」・・・コロナ禍関連で減収してしまった世帯に対して、緊急に 1 万円程度の食料品提供を行う事業。2020 年 9 月から実施し、現在も継続中。
フードバンク拠点数拡大事業
「フードバンク拠点数拡大事業」・・・2021 年度の新規事業。宮城県内の 5 つの教会とパートナーシップ協定を結び、それぞれの場所においてフードバンク活動を始めていただき、困窮者支援の輪を拡大する事を目的とする。食料品保管棚や冷凍庫などの備品、そして 1 年間分の活動費を提供する。現在も継続中。

聖書に見るフードバンク

聖書には、直接的なフードバンクへの言及は無いですが、それらの雛形となるような事柄は多数明記されています。私たちはこれらの聖書の箇所に励まされながら活動を続けています。

1. 主の困窮者への思い
   a. 申命記 15:7-11「あなたの地にいるあなたの同胞で、困窮している人と貧しい人には、必ずあなたの手を開かなければならない。」(15:11)
   b. レビ記 19:9,10 「あなたがたが自分の土地の収穫を刈り入れるときは、畑の隅々まで刈り尽くしてはならない。収穫した後の落ち穂を拾い集めてはならない。また、あなたのぶどう畑の実を取り尽くしてはならない。あなたのぶどう畑に落ちた実を拾い集めてはならない。それらを貧しい人と寄留者のために残しておかなければならない。わたしはあなたがたの神、**主**である。」
   c. 詩篇 146 「(主は)虐げられている者のためにさばきを行い飢えている者にパンを与える方。**主**は捕らわれ人を解放される。 **主**は目の見えない者たちの目を開け、**主**はかがんでいる者たちを起こされる。 **主**は正しい者たちを愛し **主**は寄留者を守りみなしごとやもめを支えられる。」(146:6-9)
2. 主イエスの 5000 人への給食と余りのパンの扱い
   a. ヨハネ 6:12,13「彼らが十分食べたとき、イエスは弟子たちに言われた。『一つも無駄にならないように、余ったパン切れを集めなさい。』 そこで彼らが集めると、大麦のパン五つを食べて余ったパン切れで、十二のかごがいっぱいになった。」→ 残った食べ物を無駄にはせず、きちんと管理をした。
3. 初代教会の配給事業
   a. 使徒の働き 6:1-4→ 初代教会は使徒たちも含めて、初期の頃は全員で給食事業を行っていた。
4. 真の宗教のあり方として
   a. ヤコブ 1:27 「父である神の御前できよく汚れのない宗教とは、孤児ややもめたちが困っているときに世話をし、この世の汚れに染まらないよう自分を守ることです。」→世の中における教会の存在意義。
5. 一般恩恵として
   a. マタイ 5:45 「父はご自分の太陽を悪人にも善人にも昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせてくださるからです。」→神の一般的な恩恵は、全ての人に注がれている。教会の周りに住んでおられる方々ももちろん含まれる。
6. 隣人愛の実践
   a. マタイ 22:39 など「あなたの隣人を自分自身のように愛しなさい。」

パートナーシップ協定書

特定非営利活動法人いのちのパン

NPO 法人いのちのパン（以下「甲」）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」）は、以下の通り協力関係に関して協定書を交わす。

第 1 条（協力期間）　甲と乙の協力関係は、協力開始から 1 年間とする。

第 2 条（協力内容）　甲は乙がフードバンク活動を開始することができるようにする為のリソースを提供し支援する。乙は甲のリソースを活用し、フードバンク活動を行う。

第 3 条（協力開始）　乙が自らの役員会や責任者から承認を受けた後、甲は協力開始をする。

第 4 条（報告義務）　乙は甲に対して定期的な活動報告をする。活動報告は基本的には対面で行い、オンラインなども活用する。また担当者変更や、大きな問題や課題が生じた場合には甲は乙に対して速やかに連絡すること。

第 5 条（衛生管理）　乙は甲が示す衛生管理基準を遵守するものとする。

第 6 条（活動支援）　甲は乙に対して、毎月配布用食料品購入費として 15,000 円と、運営費として 10,000 円を支援する。

第 7 条（備品提供）　甲は乙に対して、食料品保管のための棚や大型冷凍庫などの備品を提供するが、 1 年間は貸与とする。

第 8 条（個人情報）　乙は甲が示す個人情報保護基準を遵守するものとする。

第 9 条（協力解消）　甲と乙の二者間で問題が発生し、話し合いによっても問題解決に至らない場合は、互いに協力関係を解消できるものとする。

第 10 条（損害責任）　万が一乙がフードバンク活動において何かしらの損害が発生した時は、乙がその損害賠償責任を持つものとする。

年　　月　　日

（甲）　　（乙）

宮城県多賀城市笠神 2 丁目 11-45

特定非営利活動法人

理事長　　大友幸証　　印

パートナーシップ申請教会情報

申請日	
申請教会名	
牧師/責任者氏名	
申請担当者名	
住所	
電話	
ファックス	
メール	
口座情報	支店名 _____銀行_____支店 口座番号_____ 名　義 _____
担当者携帯 (オプション)	

食品衛生管理基準

1. フードバンクに求められる管理運営基準
   a. フードバンクは食品サプライチェーンの一端を担っている
   b. フードバンクにも食品取り扱い事業者と同水準の食品管理運営が求められている
   c. 「食の安全・安心」への関心は高く要望はますます強まっている
2. 食品安全管理の考え方
   a. 温度管理の大切さを徹底する
   b. 目に見えない微生物の怖さを知る
   c. 高温だけでなく低温でも増殖する菌
   d. HACCP(危害要因分析必須管理点)の考え方の浸透
      ……危害要因への注視及び管理
3. フードバンクに求められる実践事項
   a. 食品衛生及び食品安全に関する教育とトレーニング
   b. 要員の健康管理
   c. 施設及び敷地の衛生及び完全管理
4. 具体的安全行動
   a. 食品扱い時……開封しない、手袋・マスク着用、無言作業、室内温度管理
      ① 上記農水省ガイドに基づき食品に直接触れる事は絶対せず、マスク着用、かつ無言で仕分け作業をする。室内環境にあっては特に適宜冷房使用
   b. 配送時……専用ボックス使用、車内高温化対策(クーラー、断熱シート等)
      ① 夏場に限らず車内は高温になりがちなので高温対策を徹底する。
   c. 使用後……使用器材の衛生管理(保管場所等)
      ① 食品の賞味期限に常時注目し必要に応じて冷凍・冷蔵庫に保管する。又、ネズミや有害昆虫の対策を忘れないこと。
5. 定期確認
   a. いのちのパン理事会との定期ミーティングにおいて、毎度衛生管理基準についての確認と徹底を図る。

個人情報保護基準

継続的な活動の根幹は信頼です。個人情報保護が叫ばれている昨今、個人情報を適切に扱うことができなければ信頼が失われてしまいます。ぜひ活動においては以下のことにご留意ください。

1. 個人情報の定義
    a. 個人情報とは個人の氏名、生年月日、住所、電話番号（特に携帯番号)、パスポートナンバーなどの個人的が特定されうる情報。
    b. その他、困窮状態、家族構成、病歴なども個人情報であり、本人の許可なしに第三者に伝える内容ではない。
2. 個人情報の適切な管理
    a. スタッフ間の個人情報開示は、第三者に聞かれることがないように努める。
    b. 第三者の目の触れるところに、個人情報を置くことなく、適切な保管をする。
3. 高度情報通信社会においての個人情報の扱い
    a. インターネットやメールなどでのやりとり時には、特定の個人が損害を被らないように配慮することを留意する。
    b. 得に重要な情報に関しては、電話などの口頭で伝える。
4. ボランティアスタッフの情報について
    a. ボランティア/スタッフの個人情報も適切に扱う。特に個人の携帯番号やメールアドレスなどは、なるべく被支援者に伝わる事がないようにする。適切な関係性を保つことができるようにするための配慮。
    b. もし伝える必要がある場合は、本人の了承を得てから伝えることとする。
5. その他

パートナーシップ提携団体への支援について

パートナーシップ提携団体が円滑にフードバンク活動を始めることができるように、以下の一覧に記入されているものを弊団体がご提供します。なお表記されている金額は支援額の最大値となります。

備品など		
冷凍ストッカー	70,000	1 台
軽量棚	30,000	15,000×2 台
計量器	11,000	1 個
クリアケース	16,000	1,600×10 個
携帯電話	30,000	（オプション）
消耗品等	3,000	袋、使い捨て手袋等
小計	160,000	
運営費		
電気料	24,000	2,000×12 ヶ月
交通費	48,000	4,000×12 ヶ月
通信費	48,000	4,000×12 ヶ月
小計	120,000	
食料品購入		
	180,000	15,000（3,000×5 世帯分）×12 ヶ月
小計	180,000	
合計	460,000	

パートナーシップ協定締結までの流れ

1. 2022.11.15 社会福祉連携推進セミナーにて本事業紹介。
2. フードバンク活動に興味をもった教会対象に、個別説明会を開催。
   a. 個別説明会希望教会は info@breadoflife.jp までご一報ください。
   b. 必要であれば、希望教会へこちらから伺い今事業説明会開催も可能。
3. 当団体のフードバンク活動見学会に参加（可能な範囲で)。
   a. いのちのパン倉庫見学、ボランティア体験など日程調整の上随時行う。
4. 各教会において役員会レベルの承認と、教会員全体の了承を得る。
5. （可能であれば）年度内にパートナーシップ協定締結をする。
   a. 締結時期については調整可能。
6. フードバンク活動が始まる前に「フードバンク活動の手引き」の中の「フードバンク活動の準備」の項目に書かれていることに関して、準備が完了していることが望ましい。
7. 2023 年 4 月より毎月の支援開始。支援は 2024 年 3 月までの 1 年間
8. 支援が終了する 2 年目からのフードバンク活動継続に関しては、各教会の判断に委ねる

フードバンク活動の手引き

1. フードバンク活動の準備
   a. ボランティアチームの結成
   b. 代表、会計担当の設置。
   c. 活動に関して「いのちのパン」の名称を使うか、それとも教会や自前任意団体の名称を使うのかを決める。
   d. その名称を使用した、開始宣伝チラシや主だった名刺作成を行う。
   e. 募金や送金等のための口座確保、もしくは口座の新規開設
   f. 倉庫設置場所の確保
   g. 提供備品設置
2. 告知と宣伝
   a. 教会内での告知とフードボックスの設置
   b. 地域主要機関訪問：役場(自立相談支援窓口など)、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地区の区長（町内会会長)、民生委員、市会議員、NPO サポートセンター、子ども食堂、福祉施設、ひとり親サポートグループ、他フードバンク団体などへの訪問をする。もしくはこれらの団体が主催するイベントに参加し、名刺交換をする。
   c. 地域へのチラシ配布
3. 具体的な支援の始め方
   a. 公の機関に存在を認められれば、そこから支援要請が来る場合がある。
   b. いのちのパン事務所に入る支援要請への対応を提携教会にお任せする事もある
   c. 地域住民や教会関係者へヒアリングを行い、支援対象者が身近にいないか伺う
   d. 焦らずまずは一人の方の支援から始める。
4. 被支援者とのかかわり方
   a. 食料品だけではなく、ケアの心も届ける思いで訪問するが押しつけにならないように、聞く姿勢で接する。
   b. 訪問時、生活の状況や環境をよく観察し、継続的な支援が必要なのかを見極める
   c. 被支援者は支援されていることを他人に知られたくないという思いがあるので、その点を配慮
   d. 食品衛生管理と感染症対策の徹底
   e. 適切な距離の取り方
5. 食材の収集と管理
   a. 地元の個人（教会員含む)、地域住民（フードボックス設置)、農業関係者、食品関連業者、小売店、他フードバンク団体などからの提供の道を模索する。
   b. いのちのパン/他のフードバンク団体からの提供もある
6. 食料品取扱量の記録
   a. 受入食料品と支援食料品のそれぞれの品目と重量(kg)の記録
   b. １年間を通して、どれくらいの物流があったのか確認するため
7. フードバンクを今後継続的に続けるための運営について
   a. 教会内でのフードバンク事業の予算化もしくは、献金プロジェクトを行う
   b. 細く長く続けるために、初めから大々的に開始せず、対応可能と思われる範囲での活動規模に抑える。